

平成二十八年総務省・財務省令第五号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第二章及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第一章の規定に基づき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において、「外国居住者等」、「居住者」、「非居住者」、「内国法人」又は「外国人」とは、それぞれ外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する外国居住者等、居住者、非居住者、内国法人又は外国人をいう。

（関連するプロジェクトの範囲）

第二条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「令」という。）第四条第四項に規定する総務省令、財務省令で定めるものは、同項の外国居住者等のプロジェクトと商業的一体性を有する当該外国居住者等の他のプロジェクトとする。

（事業から生ずる所得に対する所得税の非課税の規定の適用を受ける者の届出等）

第三条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号。以下「租税条約等実施特例省令」という。）第四条第一項、第九項、第十二項、第十三項及び第十六項、第六条第一項、第二項及び第五項並びに第九条第一項、第二項及び第五項の規定は、法第七条第一項の規定の適用がある同項に規定する事業から生ずる所得について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

Table with 2 columns: 第四 相手国居住者等 (Foreign resident), 第四 外国居住者等 (Foreign resident), 第一 国居住者等の所得に対する相互主義 (Mutual exemption of income for residents of the country).

号 第一 条 第 四 一 項 第 四

Table with 2 columns: 氏名、国籍 (Name, Nationality), 効力発生の日と適用開始日 (Date of effectiveness and start of application). The right column contains detailed text regarding the application of mutual exemption provisions.

Table with 4 columns: 第四 号 第二 項 第四 (Fourth, Item 2, Fourth), 第四 号 第二 項 第四 (Fourth, Item 2, Fourth), 第四 号 第二 項 第四 (Fourth, Item 2, Fourth), 第四 号 第二 項 第四 (Fourth, Item 2, Fourth). This table details the management and payment of taxes under various international agreements.

Table with 4 columns: 第六 号 第一 項 第六 (Sixth, Item 1, Sixth), 第六 号 第一 項 第六 (Sixth, Item 1, Sixth), 第六 号 第一 項 第六 (Sixth, Item 1, Sixth), 第六 号 第一 項 第六 (Sixth, Item 1, Sixth). This table provides specific details on the application of mutual exemption provisions for insurance and other financial products.

第六 条第一 項	租税条約の規定に 基づき所得税の 免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第一 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第一 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第一 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用
第六 条第三 項	租税条約の規定に 基づき所得税の 免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第二 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第二 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第二 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用
第九 条第一 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第三 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第三 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第三 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用

除く。とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第三条第一項において準用する第四条第十二項及び第十三項前段」と、同条第三項中「第四条第十二項第十一号」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第三条第一項において準用する第四条第十二項第十一号」と読み替えるものとする。

(外国居住者等の内部取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続)

第四条 法第十条第一項の国税庁長官の確認は、同項の外国居住者等から国税庁長官への次に掲げる事項を記載した書面による申出を受けて行われるものとする。

一 当該申出をする者の氏名及び住所若しくは居所(個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を有する者にあつては、氏名、住所又は居所及び個人番号)又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理されている場所の所在地(法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))を有する者にあつては、名称、本店若しくは主たる事務所の所在地、その事業が管理されている場所の所在地及び法人番号)

二 当該確認を受けようとする事情の詳細

三 その他参考となるべき事項

(外国関連者との取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続)

第五条 前条の規定は、法第十四条第一項の国税庁長官の確認について準用する。この場合において、前条中「外国居住者等」とあるのは「居住者又は内国法人」と、同条第一号中「管理されている」とあるのは「管理され、かつ、支配されている」と読み替えるものとする。

(配当等に対する所得税の軽減又は非課税の規定の適用を受ける者の届出等)

第六条 租税条約等実施特例省令第二条第一項(第五号及び(を)を除く。)から第六項まで及び第十項(第三号を除く。)から第十九項までの規定は、法第十五条第一項又は第二項の規定の適用がある外国居住者等対象配当等(対象配当等(同条第一項に規定する対象配当等をいう。

第九 条第一 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第一 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第一 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第一 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用
第九 条第二 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第二 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第二 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第二 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用
第九 条第三 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第三 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第三 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第三 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用

第九 条第一 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第一 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第一 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第一 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用
第九 条第二 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第二 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第二 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第二 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用
第九 条第三 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第三 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第三 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用	第九 条第三 項	租税条約の規定に 基づき免除	外国居住者等所得 相互免除法第七 条第一項の規定の 適用

項五第		項三第	
使用料（租税条約に規定する使用料）	対象使用料（外国居住者等所得相互免除法第十五条第二十九項第三号に規定する対象使用料）	使用料の配当、利子、その他の所得又は譲渡収益	対象使用料の対象利子
当該異動前に適用される租税条約の規定と異なる定めがある当該租税条約	外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項	当該異動前に適用される租税条約の規定と異なる定めがある当該租税条約	外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項
相手国居住者等は	外国居住者等は	相手国居住者等は	外国居住者等は
配当又は利子	対象利子	配当又は利子	対象利子
第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第二項の規定の適用	第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第二項の規定の適用
同項	第一項	同項	第一項
租税条約の相手国等の権限のある当局のその者が	外国居住者等に係る外国の租税に関する権限のある機関のその者が	租税条約の相手国等の権限のある当局のその者が	外国居住者等に係る外国の租税に関する権限のある機関のその者が
つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等	相当する所得をその者に相当する居住者又は内国法人の所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課せられるとしたらば当該外国において同条第二項の規定により当該対象利子に対して所得税を課さないこととされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができる場	つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等	相当する所得をその者に相当する居住者又は内国法人の所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課せられるとしたらば当該外国において同条第二項の規定により当該対象利子に対して所得税を課さないこととされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができる場

項十第		項六第	
相手国居住者等	相手国等の権限のある当局	相手国居住者等	外国の租税に関する権限のある機関
当該相手国居住者等に係る租税の免除を定める租税条約の規定に定める	外国居住者等所得相互免除法第十五条第二項の規定の適用を受けるための	当該相手国居住者等に係る租税の免除を定める租税条約の規定に定める	外国居住者等所得相互免除法第十五条第二項の規定の適用を受けるための
を同項	を前項	を同項	を前項
相手国居住者等	外国居住者等で	相手国居住者等	外国居住者等で
当該相手国居住者等に係る租税条約の規定に基づき軽減又は免	外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項の規定の適用	当該相手国居住者等に係る租税条約の規定に基づき軽減又は免	外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項の規定の適用
(同項の)	(租税特別措置法第九条の三の二第一項の)	(同項の)	(租税特別措置法第九条の三の二第一項の)
相手国居住者等は	外国居住者等は	相手国居住者等は	外国居住者等は
氏名、国籍	氏名	氏名、国籍	氏名
管理され、かつ、支配されている	管理されている	管理され、かつ、支配されている	管理されている
係る当該相手国等	係る外国	係る当該相手国等	係る外国
が当該相手国等	が当該外国	が当該相手国等	が当該外国
合における当該その者であつて、かつ、外国の租税に関する権限のある機関	合における当該その者であつて、かつ、外国の租税に関する権限のある機関	合における当該その者であつて、かつ、外国の租税に関する権限のある機関	合における当該その者であつて、かつ、外国の租税に関する権限のある機関

項一十第		項五第	
平成二十六年一月一日	適用開始日	相手国居住者等の上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項の規定の適用	相手国居住者等の上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第二項の規定の適用
相手国居住者等の上場株式等	相手国居住者等の上場株式等	相手国居住者等の上場株式等	相手国居住者等の上場株式等
当該相手国居住者等の上場株式等	当該相手国居住者等の上場株式等	当該相手国居住者等の上場株式等	当該相手国居住者等の上場株式等
係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第二項の規定の適用	係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第二項の規定の適用
第十項に規定する租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第二項の規定の適用	第十項に規定する租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第二項の規定の適用
同項第一号	第十項第一号	同項第一号	第十項第一号
租税条約の相手国等の権限のある当局のその者が	外国居住者等の上場株式等対象配当等に係る外国の租税に関する権限のある機関のその者が	租税条約の相手国等の権限のある当局のその者が	外国居住者等の上場株式等対象配当等に係る外国の租税に関する権限のある機関のその者が
つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等	相当する所得をその者に相当する居住者又は内国法人の所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課せられるとしたらば当該外国において同条第二項の規定により当該対象配当等に対し所得税を課さないこととされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができる当該その者であつて、かつ、外国の租税に関する権限のある機関	つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等	相当する所得をその者に相当する居住者又は内国法人の所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課せられるとしたらば当該外国において同条第二項の規定により当該対象配当等に対し所得税を課さないこととされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができる当該その者であつて、かつ、外国の租税に関する権限のある機関

項六		項一第七十第	
同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める	外国居住者等所得相互免除法第十五条第二項の規定の適用を受けるための	相手国居住者等の上場株式等	外国居住者等の上場株式等
を同項	を前項	を同項	を前項
相手国等	外国	相手国等	外国
当該相手国居住者等の上場株式等	外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項の規定の適用	当該相手国居住者等の上場株式等	外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項の規定の適用
係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	外国居住者等の上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項の規定の適用	係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	外国居住者等の上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項の規定の適用
租税条約等実施特例省令第二号の二第一項(第六号ホを除く。)	から第五項まで及び第九項(第四号を除く。)	租税条約等実施特例省令第二号の二第一項(第六号ホを除く。)	から第五項まで及び第九項(第四号を除く。)
法第十五条第三項又は第四項の規定の適用がある株主等対象配当等(対象配当等のうち、外国人(同条第三項に規定する外国人をいう。以下この項において同じ。))に係る外国においてその法令に基づき当該外国人の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十四号に規定する株主等(当該外国人が同条第八号に規定する人格のない社団等である場合の株主等に準ずる者を含む。)	である当該外国に係る外国居住者等の所得として取り扱われる部分(以下この項において準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二号の二第一項第一号及び第三号から第七号まで(第六号ホを除く。)、第四項並びに第九項中「株主等配当等」とあるのは「株主等対象配当等」と、同項第一号、第三号、第五号及び第六号並びに同条第十二項(第一号を除く。)	法第十五条第三項又は第四項の規定の適用がある株主等対象配当等(対象配当等のうち、外国人(同条第三項に規定する外国人をいう。以下この項において同じ。))に係る外国においてその法令に基づき当該外国人の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十四号に規定する株主等(当該外国人が同条第八号に規定する人格のない社団等である場合の株主等に準ずる者を含む。)	である当該外国に係る外国居住者等の所得として取り扱われる部分(以下この項において準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二号の二第一項第一号及び第三号から第七号まで(第六号ホを除く。)、第四項並びに第九項中「株主等配当等」とあるのは「株主等対象配当等」と、同項第一号、第三号、第五号及び第六号並びに同条第十二項(第一号を除く。)
から第十七項中「株主等上場株式等配当等」とあるのは「株主等上	から第十七項中「株主等上	から第十七項中「株主等上場株式等配当等」とあるのは「株主等上	から第十七項中「株主等上

項五十第	項四十第	号二第項二十第
同項に規定する租税の免除を定める租税条約	租税条約の相手国等の権限ある当局	租税の軽減又は免除 配当等の
外国居住者等所得相互免除法の第十五条第六項の規定の適用を受けるための	非居住者又は外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関	対象配当等の

号五第及び号三第項六十第	号二第項六十第	号一第項六十第
第二号の租税条約の規定において	相手国団体の株式等配当	相手国団体の株式等配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第五項又は第六項の規定の適用
租税条約等実施特例省令第二条の四第一項から第十八項まで（第六号を除く。）及び第七項の規定は、法第十五条第七項又は第八項の規定の適用がある同条第七項に規定する第三国団体対象配当等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二条の四第一項第一号から第七号まで（第六号を除く。）及び第十号、第四項、第七項並びに第八項中「第三国団体対象等」とあるのは「第三国団体対象配当等」と、同項（第四号を除く。）並びに同条第十一項から第十四項まで（第十二項第一号を除く。）、第十六項（第二号を除く。）及び第十七項中「第三国団体の株式等配当等」とある	相手国団体の株式等配当に係る租税の軽減又は免除	相手国団体の株式等配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第五項又は第六項の規定の適用

第一第	号二第項一第	項一第
配当等	租税条約の相手国等	法第三条の二第七項
対象配当等（外国居住者等所得相互免除法第十五条）	非居住者又は外国法人に係る国以外の外国（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第十五条第七項

るの「第三国団体の株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項三第	号四第項一第	号五第項一第	号七第
租税条約の規定において	当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	配当等の	配当に
非居住者又は外国法人に係る国以外の外国の法令に基づき	外国居住者等所得相互免除法第十五条第七項又は第八項の規定の適用	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（以下「外国居住者等所得相互免除法施行規則」という。）第六条第一項において準用する第二号第一項第五号イに規定する対象配当の	対象配当に 対象利子（外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する第二号第一項第五号ロに規定する対象利子をいう。以下同じ。）で債券に係るものの以外

第一項第十号	第二項	第四項
相手国等の権限ある当局	第三国団体配当等の	第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除
非居住者又は外国法人に係る国以外の外国の租税に関する権限のある機関	第三国団体対象配当等の	外国居住者等所得相互免除法第十五条第八項の規定の適用
相手国等の権限ある当局	第三国団体配当等の	第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除
非居住者又は外国法人に係る国以外の外国の租税に関する権限のある機関	第三国団体対象配当等の	外国居住者等所得相互免除法第十五条第八項の規定の適用

第五項	第七項	第八項	第八項第二号	第八項第五号
相手国等の権限ある当局	前条第一項	当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除	租税条約の相手国等	相手国等の権限ある当局
外国の租税に関する権限のある機関	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する前条第一項	外国居住者等所得相互免除法第十五条第七項又は第八項の規定の適用	非居住者又は外国法人に係る国以外の外国	外国の租税に関する権限のある機関
相手国等の権限ある当局	前条第一項	当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除	租税条約の相手国等	相手国等の権限ある当局
外国の租税に関する権限のある機関	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する前条第一項	外国居住者等所得相互免除法第十五条第七項又は第八項の規定の適用	非居住者又は外国法人に係る国以外の外国	外国の租税に関する権限のある機関

第六号及び第六号	第八項第十号	第九項	第十項	第十項第一号	第二十項	第二十項第一号
相手国等の権限ある当局	平成二十六年一月一日	相手国団体上場株式等配当等	前条第八項	特定上場株式等配当等	前条第十一項又は	第三国団体上場株式等配当等につき当該第三国団体上場株式等配当に係る租税条約の規定に基づき
非居住者又は外国法人に係る国以外の外国の租税に関する権限のある機関	適用開始日	相手国団体上場株式等対象配当等	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する前条第八項	特定上場株式等対象配当等	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第三項において準用する前条第十一項又は外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第五項において準用する	第三国団体上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第七項又は第八項の規定の適用
相手国等の権限ある当局	平成二十六年一月一日	相手国団体上場株式等配当等	前条第八項	特定上場株式等配当等	前条第十一項又は	第三国団体上場株式等配当等につき当該第三国団体上場株式等配当に係る租税条約の規定に基づき
非居住者又は外国法人に係る国以外の外国の租税に関する権限のある機関	適用開始日	相手国団体上場株式等対象配当等	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する前条第八項	特定上場株式等対象配当等	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第三項において準用する前条第十一項又は外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第五項において準用する	第三国団体上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第七項又は第八項の規定の適用

第二十項第二号	第四十項	第五十項
租税の軽減又は免除	第八項に規定する租税条約の規定に基づき免除	租税条約の相手国等の権限ある当局
対象配当等の	外国居住者等所得相互免除法第十五条第八項の規定の適用	非居住者又は外国法人に係る国以外の外国の租税に関する権限のある機関
租税の軽減又は免除	第八項に規定する租税条約の規定に基づき免除	租税条約の相手国等の権限ある当局
対象配当等の	外国居住者等所得相互免除法第十五条第八項の規定の適用	非居住者又は外国法人に係る国以外の外国の租税に関する権限のある機関

号五第及び号三第項六十第	号二第項六十第	号一第項六十第	同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める	を同項を相手国等	を前項外国	外国居住者等所得相互免除法第十五条第八項の規定の適用を受けるための
5 租税条約等実施特例省令第一一条の五第一項(第六号ホを除く)から第五項まで及び第七項から第十九項まで(第九項第四号を除く)の規定は、法第十五条第九項(法第四十二條第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。)又は第十項の規定の適用がある法第十五条第九項に規定する特定対象配当等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二一条の五第一項第一号から第六号(ホを除く)まで及び第九号、第四項並びに第	係る配当等 第二号の租税条約の規定において	係る対象配当等 当該第三国団体に係る外国の法令に基づき	係る配当等 当該第三国団体に係る外国の法令に基づき	係る配当等 当該第三国団体に係る外国の法令に基づき	係る配当等 当該第三国団体に係る外国の法令に基づき	係る配当等 当該第三国団体に係る外国の法令に基づき

第一第	号二第項一第	項一第	七項から第九項までの規定中「特定配当等」とあるのは「特定対象配当等」と、同項(第四号を除く)並びに同条第十二項から第十五項まで、第十七項及び第十八項中「特定上場株式等配当等」とあるのは「特定上場株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
配当等、当該租税条約の相手国等	当該租税条約の相手国等	法第三条の二第九項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第十五条第九項
受ける特定配当等	外国(外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。)	「特定配当等」	「特定対象配当等」
当該租税条約の効力発生の日	適用開始日(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十六條第一項に規定する適用開始日をいう。以下同じ。)	「特定配当等」	「特定対象配当等」

六第項一第	ハ号六第項一第	ロ号六第項一第	イ号六第項一第	号五第項一第	号四第項一第	号三第項
使用料の支払を	利子	利子	配当に	配当の	配当等の免除	約の規定において
外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第一項において準用する第二号二に規定する対象使用料の支払を	対象利子	対象利子(外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第一項において準用する第二号第一項第五号ロに規定する対象利子をいう。以下同じ。)	対象配当に	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則(以下「外国居住者等所得相互免除法施行規則」という。)第六條第一項において準用する第二号第一項第五号イに規定する対象配当の	対象配当等の	条第一項に規定する対象配当等をいう。以下同じ。で、前号の外国の法令に基づき

項四第	項二第	号十第項一第	二第
子が配当又は利子	当該特定配当等	特定配当等	当該使用料
第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除	当該特定配当等	特定対象配当等の	当該相手国等の権限ある当局
外国居住者等所得相互免除法第十五条第十項の規定の適用	当該特定対象配当等	特定対象配当等の	当該相手国等の権限ある当局
第一項	外国の租税に関する権限のある機関	外国の租税に関する権限のある機関	当該相手国等の権限ある当局
相手国団体が当該外国の法令により所得税に相当する租税の課税標準となる	相手国団体が当該外国の法令により所得税に相当する租税の課税標準となる	相手国団体が当該外国の法令により所得税に相当する租税の課税標準となる	当該相手国等の権限ある当局

7	第二項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第六條第一項において準用する第二條第一項
	第二條の二	同令第六條第二項において準用する第二條の二第一項
	第二條の三	同令第六條第三項において準用する第二條の三第一項
	第二條の四	同令第六條第四項において準用する第二條の四第一項
	第二條の五	同令第六條第五項において準用する第二條の五第一項
	第二條の六	同令第六條第六項
	第二條の七	同令第六條第七項において準用する第二條の七第一項
	第二條の八	同令第六條第八項において準用する第二條の八第一項
	第二條の九	同令第六條第九項において準用する第二條の九第一項
	第二條の十	同令第六條第十項において準用する第二條の十第一項

項一第	中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
租税条約の相手国等	外国（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二條第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）において
法第三條の二第一項、第五項、第七項若しくは第九項（外国居住者等所得相互免除法第四十二條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は	これら
同令第六條第二項、第五項、第七項又は第九項	第九項、第五項、第七項又は第九項
同令第六條第四項、第七項又は第九項	第九項
同令第六條第五項において準用する第二條の五第一項	第九項
同令第六條第六項	第九項
同令第六條第七項において準用する第二條の七第一項	第九項
同令第六條第八項において準用する第二條の八第一項	第九項
同令第六條第九項において準用する第二條の九第一項	第九項
同令第六條第十項において準用する第二條の十第一項	第九項

8	租税条約等実施特例省令第三條の二第一項の規定は法第十五條第十二項において準用する法第七條第七項の規定により読み替えられた所得税法第七十二條第一項第四号に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第三條の二第二項の規定は法第十五條第十三項において準用する法第七條第八項後段の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令第三條の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第一項	法第三條の二第十三項において準用する
第一項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第十五條第十二項において準用する外国居住者等所得相互免除法第七條第七項の規定により読み替えられた

9	租税条約等実施特例省令第三條の三第一項の規定は法第十五條第十四項において準用する法第七條第十項後段の規定の適用がある場合につ
第一項	法第三條の二第十三項
第二項	外国居住者等所得相互免除法第十五條第十二項
第三項	第三國団体
第四項	第三國団体対象配当等
第五項	法第三條の二第七項
第六項	外国居住者等所得相互免除法第十五條第七項又は第八項
第七項	外国において設立された
第八項	外国居住者等所得相互免除法第十五條第十三項において準用する外国居住者等所得相互免除法第七條第八項
第九項	申告不要第三國団体対象配当等
第十項	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第十四號）第三條の二第十四項
第十一項	同法第十五條第十三項において準用する同法第七條第九項第三号

項一第	号一第項一第	氏名、国籍	その者が恒久的施設（租税条約に規定する恒久的施設のうち国内にあるものをいう。以下この項において同じ。）若しくは固定的施設（租税条約に規定する固定的施設のうち国内にあるものをいう。以下この項において同じ。）を有しないこと若しくはその者が有する恒久的施設若しくは固定的施設に帰せられないこと又は一定の金額を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約	、適用開始日（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日をいう。以下同じ。）	除法」という。）第二条第三号に規定する外国居住者等をいう（以下同じ。）
管理され、かつ、支配されている	管理されている	氏名			外国居住者等所得相互免除法第二十条第三項
対価又は報酬に係る租税条約の相手国等	支払を受ける者に係る外国（外国居住者等所得				

第項三第	号二第項三第	号一第項三第	項三第	号三第項一第	号二第
租税条約の規定に基づき所得税の免除	当該相手国等	給与又は報酬に係る租税条約の相手国等	国内での滞在が年間の期間中百八十三日又はそれより短い一定の期間を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約	租税条約の規定により所得税の免除	相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう（以下同じ。）
当該外国	当該相手国等	支払を受ける者に係る外国	外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項	外国居住者等所得相互免除法第二十条第三項の規定の適用	外国居住者等所得相互免除法第二十条第三項
外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項	当該外国	支払を受ける者に係る外国	外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項	外国居住者等所得相互免除法第二十条第三項の規定の適用	外国居住者等所得相互免除法第二十条第三項

項六第	項五第	号三
同法	当該相手国居住者等が固定的施設を有しないこと若しくはその者が有する固定的施設に帰せられないこと、国内での滞在が年間若しくは継続する十二月の期間中百八十三日若しくはそれより短い一定の期間は国際運輸の用に供される船舶若しくは航空機において行う勤務に基因するものであることを要件とする租税の免除を定める租税条約	外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項又は第三項
同法	当該租税条約の効力発生の日	適用開始日
同法	当該租税条約の効力発生の日	適用開始日
同法	当該租税条約の効力発生の日	適用開始日

項一第	第
租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第二十三条第三項の規定の適用
当該租税条約の効	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律

2 所得税法施行規則第七十一条の規定は、令第二十条の規定により読み替えられた所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百九十七条第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について準用する。この場合において、所得税法施行規則第七十一条第一項中「法第七十一条（退職所得）とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二條第一項（報酬の支払を受ける外国居住者等が短期滞りとなつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」に規定する対象人的役務提供報酬」と、同条第二項中「法第七十三條第一項（退職所得の選択課税による還付）」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二條第一項」と、「令」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令第二十条（報酬の支払を受ける外国居住者等が短期滞りとなつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」において準用する令」と読み替へるものとする。

（給与に対する所得税の非課税の規定の適用を受ける者の届出）

第十一條 租税条約等実施特例省令第五條第一項、第二項及び第五項の規定は、法第二十三條第三項の規定の適用がある所得税法第六十一条第一項第十二号ハに掲げる給与について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令第五條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

相手国居住者等である個人	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二条第三号に規定する外国居住者等である非居住者
租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第二十三条第三項の規定の適用

、第七項から第十一項まで（第八項第四号を除く）、第十四項、第十五項若しくは第十八項、第六條第四項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の四第一項（第六号ホを除く）、第二項、第四項、第五項、第七項から第十一項まで（第八項第四号を除く）、第十四項、第十五項若しくは第十八項、第六條第五項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の五第一項（第六号ホを除く）、第二項、第四項、第五項、第七項から第十二項まで（第九項第四号を除く）、第十五項、第十六項若しくは第十九項、第六條第六項において準用する租税条約等実施特例省令第九条の十第一項、第六條第七項において準用する租税条約等実施特例省令第七條第一項から第三項まで若しくは第五項、第七條第一項において準用する租税条約等実施特例省令第三条の四、第七條第二項において準用する租税条約等実施特例省令第九条の十第一項、第八條において準用する租税条約等実施特例省令第九条第一項、第二項若しくは第五項、第九條において準用する租税条約等実施特例省令第四条第一項、第三項、第五項、第九項若しくは第十六項、第十一項において準用する租税条約等実施特例省令第五条第一項、第二項若しくは第五項又は前条において準用する租税条約等実施特例省令第八條第一項（第十号を除く）、第五項若しくは第十項の規定の適用がある場合について準用する。

（住民税の非課税の規定の適用を受ける者の届出）

第十四条 租税条約等実施特例省令第十一条の規定は、法第二十八條第一項の規定の適用がある同項各号に定める給付について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十一条中「租税条約が住民税」とあるのは、「住民税」と、「（）についても適用がある場合は、「住民税」とあるのは「（）」のと、「（当該租税条約）」とあるのは「（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。））」と、「当該租税条約」とあるのは「課されない」と、「免除される」とあるのは「課されない」と、「第七條又は第八條」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第十三條において準用する第八條第一項」と、「住民税の免

除」とあるのは「住民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる外国居住者等所得相互免除法第二十八條第一項の規定の適用」と、「当該所得が第七條第一項又は第八條第一項若しくは第二項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、それぞれ第七條第一項各号、第八條第一項第一号から第七号まで又は同条第二項各号」とあるのは「同令第十三條において準用する第八條第一項第一号から第七号まで」と、「同条第一項」とあるのは「同令第十三條において準用する同項」と、「事業、職業若しくは技術の修習者又は交付金等の受領者」とあるのは「又は事業修習者」と、「同項第八号、第九号又は第十号」とあるのは「同令第十三條において準用する同項第八号又は第九号」と読み替えるものとする。（居住者等の内部取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続）

第十五条 第四条の規定は、法第三十條第一項の国税庁長官の確認について準用する。この場合において、第四條中「の外国居住者等」とあるのは「の居住者又は内国法人」と、同条第一号中「管理されている」とあるのは「管理され、かつ、支配されている」と読み替えるものとする。

（外国居住者等との間の取引につき国外関連者の納税の猶予の特例に係る納税の申請書類）

第十六条 租税特別措置法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第十五号）第二十二條の十の二の規定は、令第三十條第三項において準用する租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第三十九條の十二の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則第二十二條の十の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一号	法第六十六條の四の二第一項の申立てを	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十六條第一項の外国における課税上の
-----	--------------------	---

第二号	施行令第三十九條の十二の二第一項第一号	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十條第一項第一号
第三号	施行令第三十九條の十二の二第一項第三号	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十條第一項第三号
第四号	施行令第三十九條の十二の二第一項第三号の申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十六條第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引に係るもの

第一号	法第六十六條の四の二第一項の申立てをした	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十七條第一項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十六條第一項の外国における課税上の取扱いに関する申立てを行った
第二号	施行令第三十九條の十二の二第一項第一号	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十一條第一項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十條第一項第一号
第三号	第六十六條の四の二第七項第一号	第四十條の三の三第二十二項第一号若しくは法第六十六條の四の三第十四項において準用する法第六十六條の四第二十七項第一号又は法第四十一条の十九の五第十三項において準用する法第四十條の三の三第二十二項第一号若しくは法第六十七條の十八第六十三項において準用する法第六十六條の四第二十七項第一号
第四号	法人税の申立てに係る同条第三十一項	所得税の額又は法人税の外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二條第三号に規定する外国居住者等）をいう。以下同じ。）の所得税法第

第十七条 租税特別措置法施行規則第二十二條の十の二の規定は、令第三十一條第二項において準用する租税特別措置法施行令第三十九條の十二の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則第二十二條の十の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二項 第十九の二</p>	<p>第二項 第十九の二</p>	<p>第二項 第十九の二</p>	<p>第二項 第十九の二</p>	<p>政令 外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二條第六項において準用する政令</p>
------------------	------------------	------------------	------------------	--

<p>第二項 第十九の二</p>	<p>第二項 第十九の二</p>	<p>第二項 第十九の二</p>	<p>第二項 第十九の二</p>	<p>号二 規定する額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額</p>
------------------	------------------	------------------	------------------	---

<p>第二項 第十九の二</p>	<p>第二項 第十九の二</p>	<p>第二項 第十九の二</p>	<p>第二項 第十九の二</p>	<p>号三 第三項 第二 政令 外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二條第十項において準用する政令</p>
------------------	------------------	------------------	------------------	--

<p>第二項 第十九の二</p>	<p>第二項 第十九の二</p>	<p>第二項 第十九の二</p>	<p>第二項 第十九の二</p>	<p>号三 第三項 第二 政令 外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二條第十項において準用する政令</p>
------------------	------------------	------------------	------------------	--

<p>第二項 法第三十二 十一條の七 の十三第一</p>	<p>第二項 法第三十二 十一條の七 の十三第一 項の申立て</p>	<p>第二項 政令第四十 八條の九の 十九第三項 に</p>	<p>二 第一号の課税上の取扱いに関する申立てが 行われたと認める場合において法第三十二條 第一項の国税庁長官の確認が行われた日 三 前号の国税庁長官の確認に基づく法人税額 の課税標準とされた所得（法第三十九條第八 項に規定する法人税額の課税標準とされた所 得をいう。）の事業年度 四 その他参考となるべき事項 （国外事業等との間の内部取引につき国外所 得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収 猶予の申請書類等） 第二十條 地方税法施行規則第十條の二の第三第二 項の規定は、令第三十三條第四項において準用 する地方税法施行令第四十八條の九の十九第三 項の規定を適用する場合について準用する。こ の場合において、次の表の上欄に掲げる地方税 法施行規則第十條の二の三の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる 字句に読み替えるものとする。</p>
--	--	--	---

<p>第一項 第三十九條第一 項に規定する総 計に規定する法第三 十九條第一項に規定</p>	<p>第二項 政令 対象</p>	<p>第二項 政令 対象</p>	<p>第二号 等所得相互免除法第三十 八條第三項 第四十一條の十九の五第 三の第三第二 十二項第一 号（同法第 四十一條の 十九の五第 十三項にお いて準用す る場合を含 む。） 前号の申立 てに係る条 約相手国等 （法第三十二 十一條の七 の十三第一 項に規定す る条約相手 国等をいう 。）との間の 相互協議 （同項に規定 する相互協 議をいう。 次条におい て同じ。）の 対象 市町村民税の納税義務者 の所得税法第九十五條第 四項第一号に規定する事 業場等と同号に規定する 国外事業所等（外国居住 者等所得相互免除法第二 條第三号に規定する外国 に所在するものに限る。） との間の同項第一号に規 定する内部取引に係るも の</p>
--	--------------------------	--------------------------	--

<p>第二項 第三十八條第一 項</p>	<p>第二項 第三十九條第二 項 第三十八條第一 項</p>	<p>第一項 法人税額を 事業年度（法第 二條第七号に規 定する事業年度 をいう。第三項 第三号において 同じ。）及び次号 に規定する地方 法人税額の課税 事業年度（法第 三十二條第一項 に規定する課税 事業年度をいう。 第三項第三号に おいて同じ。）</p>	<p>第一項 省令、財務省 令 第三十八條第一 項 省令 する総務省令、財務 省令 第四十條第二項にお いて準用する法第三 十八條第三項</p>
------------------------------	--	--	--

<p>第三項 事業年度及び次 号に規定する地 方法人税額の課 税事業年度</p>	<p>第三項 法人税額を 事業年度及び次 号に規定する地 方法人税額の課 税事業年度</p>	<p>第三項 法人の名称、代 表者、主たる事 務所又は事業所 の所在地及び法 人番号</p>	<p>第二項 第三十二條第一 項各号 第三十三條第二項に おいて準用する令第 三十二條第四項各号 第三十九條第三 項に規定する総 務省令、財務省 令 第三十八條第一 項 第四十條第四項にお いて準用する法第三 十九條第三項に規定 する総務省令、財務 省令 第四十條第二項にお いて準用する法第三 十八條第三項</p>
--	--	--	--

3 地方税法施行規則第六條の九第二項の規定は、令第三十三條第七項において準用する地方税法施行令第三十五條の四の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第六條の九の規定中同表の中欄に掲げる字句

表第十条の二の八第二項第一号の項の改正規定、同表第十条の二の八第二項第二号の項の改正規定、同表第十条の二の八第二項第三号の項の改正規定、同表第十条の二の九第二項第一号の項の改正規定、同表第十条の二の九第二項第二号の項の改正規定、同表第十条の二の九第二項第三号の項の改正規定、同表第十条の表以外の部分の改正規定、同表第五条の二第二項の項の改正規定、同表第五条の二第二項第一号の項の改正規定、同表第五条の二第二項第二号の項の改正規定、同表第五条の二第二項第三号の項の改正規定、同表第九条の二第二項第一号の項の改正規定及び第十九条第一項第五号の改正規定、平成三十二年四月一日

三 第二十条第一項の表第二項第二号の項及び同条第三項の表第二項第二号の項の改正規定（「第四十条の三の第三十六項第一号」を「第四十条の三の第三十二項第一号」に改める部分に限る。）平成三十四年一月一日

附則（平成三十一年三月二九日総務省・財務省令第五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十六条の表の改正規定、第十七条の表第二号の項の改正規定（「第四十条の三の第三十六項第一号」を「第四十条の三の第三十二項第一号」に改める部分を除く。）及び同表第三号の項の改正規定、令和二年四月一日
- 二 第十七条の表第二号の項の改正規定（「第四十条の三の第三十六項第一号」を「第四十条の三の第三十二項第一号」に改める部分に限る。）令和三年一月一日

附則（令和元年二月二七日総務省・財務省令第四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日総務省・財務省令第二号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年四月八日総務省・財務省令第四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年一月一日から施行する。

附則（令和二年六月三〇日財務省令第五六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
（法人税法施行規則等の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行規則（以下「新法人税法施行規則」という。）、第二条の規定による改正後の地方税法施行規則（附則第十一条において「新地方税法施行規則」という。）、第三条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（附則第十二条において「新租税特別措置法施行規則」という。）、第四条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（附則第十四条において「新震災特例法施行規則」という。）、第七条の規定による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令、第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令及び第十八条の規定による改正後の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下附則第十条までにおいて同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）、附則第十四条第一項に規定する旧事業年度（以下「旧事業年度」という。）を除く。）の所得に対する法人税及び施行日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人（改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。附則第五条第二項において同じ。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。）、法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。）、第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下附則第十条までにおいて同じ。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が施行日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第十条までにおいて同じ。）の連結所得（旧法人税法第

二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。附則第十条第一項において同じ。）に対する法人税並びに法人の施行日前に開始した課税事業年度（旧事業年度を含む。）の基準法人税額に対する地方法人税については、改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法、改正法第四条の規定（改正法附則第一条第五号ハに掲げる改正規定に限る。）による改正前の地方税法（平成二十六年法律第十一号。改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。附則第四条の二及び第十二条において「旧租税特別措置法」という。）、改正法第十七条の規定（改正法附則第一条第五号ニに掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。改正法第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。附則第四条の二及び第十四条において「旧震災特例法」という。）及び改正法第三十条の規定（改正法附則第一条第五号ネに掲げる改正規定に限る。）による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の規定並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号。以下「改正政令」という。）、附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令第一条の規定による改正前の法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号。附則第七条第二項第二号において「旧法人税法施行令」という。）、改正令第二条の規定による改正前の地方税法施行令（平成二十六年政令第三百三十九号。）、改正令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号。附則第十二条において「旧租税特別措置法施行令」という。）、改正令第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号。附則第十四条第二項において「旧震災特例法施行令」という。）、改正令第十

一条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）及び改正令第二十四条の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三十二号）の規定に基づく第一条の規定による改正前の法人税法施行規則（附則第四条の二において「旧法人税法施行規則」という。）、第二条の規定による改正前の地方税法施行規則、第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（附則第十二条及び第十三条において「旧租税特別措置法施行規則」という。）、第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（附則第四条の二において「旧震災特例法施行規則」という。）、第七条の規定による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令、第九条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令、第十三条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則及び第十八条の規定による改正前の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、なおその効力を有する。

附則（令和二年九月三〇日総務省令第四号）抄

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日総務省・財務省令第二号）

（施行期日）
1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（所得税の軽減又は非課税の規定の適用を受ける者の届出書等の提出等の特例に関する経過措置）
2 改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第十三条の二の規定は、令和三年四月一日以後に行う同条において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号）第十四条の二第九項第二号に規定する電磁的方法による同

一条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）及び改正令第二十四条の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三十二号）の規定に基づく第一条の規定による改正前の法人税法施行規則（附則第四条の二において「旧法人税法施行規則」という。）、第二条の規定による改正前の地方税法施行規則、第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（附則第十二条及び第十三条において「旧租税特別措置法施行規則」という。）、第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号。附則第十四条第二項において「旧震災特例法施行令」という。）、改正令第十

条第一項に規定する届出書等記載事項の提供について適用する。

附 則 (令和三年九月一七日財務省令第六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年六月二八日総務省・財務省令第四号)

(施行期日)

1 この省令は、令和八年一月一日から施行する。

(報告金融機関等による報告事項の提供に関する経過措置)

2 改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則(次項において「新規則」という。)第二十一条第一項の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等(所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号。以下この項において「改正法」という。)第十五条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下「新法」という。))第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等をいう。次項において同じ。)との間でその新法第四十一条の二第一項に規定する営業所等を通じて同項に規定する特定取引を行った者が締結している同項の報告対象契約に係る報告事項(同項に規定する報告事項をいう。次項において同じ。)の提供について適用し、施行日前の各年の十二月三十一日において改正法第十五条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等との間でその同項に規定する営業所等を通じて同項に規定する特定取引を行った者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

3 報告金融機関等が施行日以後に新法第四十一条の二第一項の規定により報告事項(同項の規定により提供すべき期限が令和九年四月三十日及び令和十年四月三十日であるものに限る。)の提供をする場合における新規則第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「同号ハ」とあるのは、「場合 次に掲げる事項」とあるのは「場合 次に掲げる事項(報告金融機

関等が保有する令第六条の三第二十四項第四号に規定する特定取引データベースに当該報告対象契約に係る特定取引(令和七年十二月三十一日以前に行われたものに限る。)を行った者に係るハ(二)に係る部分に限る。)又はへに掲げる事項が記録されていない場合には、その記録されていない事項を除く。」と、同号ハ」とする。